
「金融商品取引業者等に対する検査における主な指摘事項」及び
「最近の証券検査における指摘事項に係る留意点」について
(証券取引等監視委員会からの寄稿)

平成 24 年 11 月

平成 22 年 1 月より、証券取引等監視委員会から、個別の調査・検査事案から得られる問題意識を中心とした最新のトピックについて定期的に御寄稿いただいております。

今回のテーマは、『「金融商品取引業者等に対する検査における主な指摘事項」及び「最近の証券検査における指摘事項に係る留意点」について』です。

「金融商品取引業者等に対する検査における主な指摘事項」及び「最近の証券検査における指摘事項に係る留意点」について

証券取引等監視委員会事務局 証券検査課
課長補佐 坂部 一夫

1. はじめに

証券取引等監視委員会（以下「監視委」という。）の使命は、市場の公正性・透明性の確保及び投資者の保護であり、証券検査は、市場の仲介者たる金融商品取引業者等の業務や財産の状況の検査を通じて、これらの使命を果たす役割を担っている。

証券検査は、金融商品取引法に基づき登録等を行い、当局の監督下にある金融商品取引業者等に対する検査を通じ、投資者保護の確保に努めてきた。

近年、証券検査を取り巻く状況は大きく変化している。まず検査対象業者の多様化・増加である。金融商品取引法の施行を含む数次にわたる制度改正により、証券検査の対象が多様化するとともに、対象業者数が大幅に増加し、全体で約 8,000 社の規模となっている。集団投資スキーム（ファンド）持分の運用・販売を行う業者、信用格付業者といった新たな業態が加わるとともに、無登録業者に対しても、証券検査の人的資源の中で、裁判所への禁止命令等の申立て等権限を適切に活用し、関連当局との連携を図りながら対応を行っているところである。

次に、検査における検証分野の拡張等である。先の世界的な金融市場の混乱等を踏まえ、証券検査においては、大規模かつ複雑な業務をグループ体として行う証券会社グループの検査において、グループ全体の財務の健全性等を把握する観点から、内部管理態勢及びリスク管理態勢の適切性の検証も行っているところである。

また、昨年度の検査においては、企業年金の資金運用を受託し、投資一任業を行っていた投資運用業者が、長年にわたって虚偽報告により巨額の損失を隠ぺいしながら営業を続けた問題が明らかになったことから、投資一任業務を行っている者について、業務の実態や法令等遵守状況を検証すべく、金融庁による一斉調査の結果等を踏まえ、監視委では集中的な検査にも着手しているところである。

このような状況下、監視委が実施した証券検査においては、各業態において、多種多様な指摘事項が認められており、当該指摘事項について、監視委が四半期毎に公表している「金融商品取引業者等に対する検査における主な指摘事項」（以下「主な指摘事項」という。）及び「最近の証券検査における指摘事項に係る留意点」（以下「指摘事項に係る留意点」という。）について、以下に説明させていただく。なお、本稿中、意見にわたる部分については私見であることをあらかじめお断りしておく。

2. 主な指摘事項について

監視委が証券検査を行った場合には、必要があると認めるときは、その結果に基づき、金融商品取引等の公正を確保するため、又は投資者の保護その他の公益を確保するため行うべき行政処分等について内閣総理大臣及び金融庁長官に勧告を行い、当該勧告事案について監視委ウェブサイトにおいて公表している。

また、勧告に至らない事案についても、投資者保護、金融商品取引業者等の自主的な改善を促す観点などから平成 19 年より四半期毎にとりまとめ、必要と認められる指摘事項について「主な指摘事項」として公表している。

なお、「主な指摘事項」については勧告事案とは異なり、金融商品取引業者等の個社名の公表は原則控え、指摘の要旨について公表しているところである。

平成 24 年 4 月から同年 9 月までに検査を終了し、同年 8 月及び 11 月に公表した「主な指摘事項」を見ると以下のような状況が認められる。

○ 指摘の状況

今回公表した「主な指摘事項」については合計 35 件の事例を公表しているが、うち 13 件が第一種金融商品取引業者に対する指摘であり、法人関係情報に関する管理について不公正取引の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じていない業務運営状況及び法人関係情報を提供した勧誘行為に係る勧告 2 事例が含まれている。

また、投資助言・代理業者に対する指摘が 9 件認められており、顧客の損失の一部を補てんするため財産上の利益を提供する行為や、前回指摘事項の改善が実施されていない状況等が認められている。

その他、投資信託に係る顧客注文を適切に発注する体制が整備されていないなどの登録金融機関に対する指摘も複数認められている。

3. 指摘事項に係る留意点について

「主な指摘事項」については、多数の事例を公表する観点から、個別事例の記載については簡略化して記載しており、指摘の詳細な背景・留意点の記述が必ずしも十分とは言えない。この点を補うため、平成 22 年 4 月以降終了の検査より「主な指摘事項」と同時に「指摘事項に係る留意点」を公表することとした。

「指摘事項に係る留意点」には、【事実関係等】を記載するとともに、【留意点】として、当該指摘事項に関し、背景や監視委が有する問題認識を記載することとし、当該指摘事項の対象者だけに限らず、同様の業務を行っているその他金融商品取引業者等に対し、留意していただきたい事項を記載することとしている。

平成 24 年 4 月から同年 9 月までに検査を終了し、同年 8 月及び 11 月に公表した「指摘事項に係る留意点」の状況は以下のとおり。

- (1) 当社（証券会社）においては、内部管理部門役職員が、当社の法人関係情報の管理態勢の適正性を過信していたことなどから、チャイニーズ・ウォールを越えた法人関

係情報の伝達やセールス側から社内アナリストへの積極的な情報取得などの事例が認められるなど、内部管理部門の牽制機能が十分に発揮されていない状況が認められた。また、複数の公募増資案件に係る法人関係情報を顧客に提供して勧誘した事例が認められた。

さらに、当社経営陣による法人関係情報に関する実効的な管理・監督が十分行われていたとは認められず、経営管理態勢も十分なものではなかった。

証券会社においては、市場のゲートキーパーとして市場の公正・透明性の確保が求められているところであり、金融商品取引法等の法令において、①法人関係情報に係る厳格な管理の義務付け、②有価証券の発行者の法人関係情報を顧客に対し提供して勧誘する行為の禁止、が規定されているところ、当社における、公募増資案件に係る法人関係情報の管理について不公正取引の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じていない業務運営状況等は、金融商品取引法等の法令違反に該当し、極めて不適切な状況となっていた。

- (2) 当社（証券会社）は、その業務に関し、公募増資に係る法人関係情報を受領した営業本部の役員等が、社内規程の手続きを経ずに傘下の営業部店長に当該情報を伝達し、その結果、複数の営業部店において、営業部店長等の指示等により、公表前における当該情報を提供して募集新株式の取得申込みの勧誘を行っていた。

この他にも、公募増資に関する法人関係情報を保有する部署が、営業部門担当部長に対し、社内規程の手続きを経ずに当該株式の法人関係情報を伝達しているなど、市場のゲートキーパーとして市場の公正・透明性の確保に努めなければいけない立場にある証券会社として極めて不適切な状況となっていた。

- (3) 当社（証券会社）は、当局から、当社営業員に法令等に反する行為が認められたとして報告徴取命令を受け、再発防止のための改善・対応策等を取りまとめた報告書を当局に提出しているが、今回検査において、顧客面談の必要者数や実施済みの者数を偽るなど、事実と異なる報告を行っていたことが認められた。

金融商品取引業者は、金融商品取引法等の法令の遵守は当然であるが、それに加え、監督当局による金融商品取引業に関し法令に基づいてする処分についても適正に対応することが求められており、当局の報告徴取命令に対して、事実と異なる報告を行うことは、監督当局における金融商品取引業者の業務状況の把握を困難ならしめ、極めて悪質である。

- (4) 当社（証券会社）本店営業部外務員は、顧客から売買の別、銘柄、数及び価格のすべてを任せられ、信用取引を中心に株式取引を行っていた。また、当該外務員は、当該顧客の取引口座へ銀行振込を複数回行っており、これは、信用取引建玉の評価損発生による信用取引保証金の預託不足及び信用取引決済損金が生じた際の損失補てん並びに財産上の利益の提供であると認められる。

金融商品取引業者等による、損失補てん等行為は取引の公正を害し、金融商品取引

業の信用を失墜させる重大な違反行為である。また、旧証券取引法における、いわゆる取引一任勘定取引に起因して上記損失補てん等が発生している状況に鑑みれば、当該一任勘定取引は「外務員の職務に関して著しく不適当な行為」に該当するものと認められる。

- (5) 当社（FX業者）は、インターネットを経由した通貨関連店頭デリバティブ取引を主たる業務としているが、当社においては、システム障害発生時に必要な対応手順及び手段を具体的に定めていないなど、システムの管理及び運用状況に重大な問題が認められた。また、当社においては、システム上の諸問題が繰り返し発生しているが、システム上の諸問題に係る顧客対応について、顧客からの照会・苦情があったものについてのみ対応し、他の関係する顧客に対し必要な対応を取っていない事例等が認められた。

金融商品取引業者は、その業務の特性を十分に認識したうえで、その特性に応じた業務管理態勢及びシステム管理態勢の整備を行うことが求められている。システム上の諸問題等の発生時における顧客対応につき主体的取組みに欠け、著しく杜撰な状況は、投資者保護上、重大な問題である。

- (6) 当社（FX業者）においては、一定の時刻におけるFX取引に係る預託証拠金額が取引に必要な預託額を下回っている顧客について、合理的な期間を超えても追加証拠金の入金等がないまま取引を継続させている事例が多数認められた。

本件行為は、金融商品取引法で定められた必要証拠金の不足額を顧客に預託させることなくFX取引に係る契約を継続しているものであり、このような状況は、投資家に不測の損害を与えるおそれがあり、また金融商品取引業者自身の財務の健全性にも影響を及ぼすおそれがあることから、極めて不適切である。

これらの「指摘事項に係る留意点」についても、上記2.の「主な指摘事項」と併せて、内部管理態勢、法令等遵守態勢の充実・強化に活用いただきたい。

なお、より詳しい情報については以下の監視委ウェブサイトをご参照願いたい。

(<http://www.fsa.go.jp/sesc/kensa/kensa.htm>)

4. おわりに

監視委としては、投資者保護、金融商品取引業者等の自主的な内部管理態勢の充実・強化に向けた取組みを促す観点から、今後も、「主な指摘事項」や「指摘事項に係る留意点」の公表を含め、各業態に対し幅広い情報発信を行っていく考えである。加えて、今後とも、法人関係情報の管理態勢等に不備が認められた場合等、金融商業取引業者等としての責務を果たしていない状況が認められた場合には、金融商品取引法の目的、精神に照らし、厳正に対処し、必要に応じ「指摘事項に係る留意点」として公表していくこととする。